

厚生労働省告示第四百四十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十条の二第一項第二号口の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣の定める日数を次のように定め、平成十六年三月一日から適用する。

平成十五年十二月二十五日

厚生労働大臣 坂口 力

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣の定める日数

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第四十条の二第一項第二号口の厚生労働大臣の定める日数は、十日とする。